

令和5年3月10日

公 告 04-25

近畿日本ツーリスト健康保険組合  
理 事 長 片 本 義 也

令和5年度における標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第47条の規定により、当組合の令和4年9月30日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額およびこれを基礎とする任意継続被保険者の令和5年度標準報酬月額について、下記のとおり公告します。

記

1. 令和4年9月30日現在の平均標準報酬月額  
339,882円
2. 令和5年度における標準報酬月額  
24等級 340,000円
3. 適用期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(注)上記2.の標準報酬月額は任意継続被保険者の令和5年度における上限額として適用されるものです。

(以 上)

